

## 【提言編】

# I 項目別の提言

## 1 呼び込むー地方への新しい人の流れをつくる

### (1) 地方移住・定住の促進

地方への移住・定住情報を収集し、希望者の掘り起しや的確にサポートする仕組みの創設により、地方への移住・定住の促進につなげる。

#### 【短期的に取り組むべき施策】

- ・移住者をワンストップで徹底サポートするため、東京圏に「移住センター」を、地方には「支部センター」を設置
- ・地方への移住を目的に住宅を取得又は売却した場合における税制上の優遇措置の設定
- ・空き家を移住者の住宅や地域のために提供した場合における税制上の優遇措置の設定や、空き家の増加を見据えた流通システムの確立(空き家の利用促進)

### (2) 企業や大学等の分散配置

企業の本社機能や政府機関等の地方への移転等を促進することにより、地方の人口の維持と地域の特徴を活かした産業集積等の実現につなげる。

#### 【短期的に取り組むべき施策】

- ・企業の本社機能等の地方への分散配置の促進(税制上の優遇措置の創設等)
- ・大学をはじめとする高等研究機関の地方分散の促進(大学設置認可のあり方の見直し、大学等の地方移転に対する支援制度の創設等)

#### 【中長期的に取り組むべき施策】

- ・政府機関の地方への積極的な移転の促進
- ・地域活性化や人口の流出抑制を目的として、都道府県や市町村が、個人住民税や法人住民税の税率の一定割合を標準税率よりも引き下げた場合における、その減収分を国が補填する仕組みの創設
- ・個人住民税の所得割や均等割が、かつて市町村により課税方式や税率が異なっていたことを参考に、地方団体が個人住民税の税率等を選択できる制度を検討

### (3) 交流人口の拡大

地域の観光資源や拠点の高度化、外国人観光客受入体制整備を通じ、交流人口を拡大させ、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを「日本全体のオリンピック・パラリンピック」とするための土壌づくりを行う。

#### 【短期的に取り組むべき施策】

- ・地域の宝物を観光資源にブラッシュアップし、ツーリズムを展開
- ・様々な分野における地域の拠点(道の駅、スポーツキャンプ施設等)の高度化

- ・外国人観光客を受け入れることのできる体制整備(国内・国際航空路線の拡充、C I Q体制の充実、Wifi 環境の整備)

**【中長期的に取り組むべき施策】**

- ・二地域居住を促進するための税制等の抜本的な見直し(セカンドハウス購入時の優遇税制の創設、通勤手当の非課税枠の拡大、高速道路料金の減免等)

## 2 高めるー地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

### (1) 第1次産業・中小企業等の経営基盤強化

地域の雇用を支える農林水産業や中小企業・小規模事業者に対し、各種支援を強化することで、経営基盤強化につなげる。

#### 【短期的に取り組むべき施策】

- ・新規就労者に対する支援（「新規就労者110番」（農地の確保支援、一定期間の生活保障、地域ごとに整備した土地・施設の新規就農者への貸与等を実施）の創設等）
- ・中小企業の経営基盤の強化（公設試験研究機関による技術支援の強化、人材確保・円滑な事業承継に対する支援、中小企業の研究開発や新分野進出等に向けた設備投資等への支援等）
- ・地域の事業者の安定化（農林水産業の6次産業化支援、OB人材・高度外国人材の活用、情報通信技術の効果的利活用等）
- ・林業の持つ多面的な効果に着目した林業の成長産業化の促進（森林整備加速化・林業再生基金事業の継続等）
- ・安定した水揚げが見込める漁業・養殖業への着業・転換支援

#### 【中長期的に取り組むべき施策】

- ・地域の特性や変動する環境に応じた栽培漁業の推進

### (2) 地方大学の活性化

地域における「地（知）の拠点」である地方大学の魅力を向上させ、多様な人材の確保や定住人口の維持につなげる。

#### 【短期的に取り組むべき施策】

- ・大学進学時及び卒業時（就職時）に、学生が地域に残る環境づくり（地方大学の授業料減額、地元就労者に対する奨学金返還免除、地域内進学者・就職者の多い地方大学に対する運営交付金の増額等）
- ・地元高等学校や地元企業等との連携強化

#### 【中長期的に取り組むべき施策】

- ・地方大学の活性化のための施策推進（地方大学の学部学科の充実及び定員増、地域の人材育成拠点やシンクタンクとしての機能強化の促進、施設整備への支援の充実、地方大学に対する運営交付金の配分強化、外国人留学生をはじめとした多様な人材の受入環境整備等）

### (3) 地域経済の競争力強化

地方が地域特性を踏まえた産業振興を図り、自ら主体的かつ責任ある取組を行うことができるような基盤の整備や各地方ブロックで策定した「地方産業競争力強化戦略」の取組への伴走支援を通じて、地域産業の足腰を強め、競争力を強化する。

#### 【短期的に取り組むべき施策】

- ・川上（特産品の発掘）から、川中（磨き上げ）、川下（流通販売）に連なる一連の流れの構築への支援（地域の逸品をブランド化して売り出すための支援等）
- ・農林水産物の輸出拡大（新産地の育成、国による輸出先国の状況等の調査、相手国の検疫制度等への対応支援、果実輸出に向けた植物検疫条件の早期合意、流通の円滑化のための施設整備支援等）
- ・地方が海外で実施する観光誘客プロモーション等の取組に対する支援強化
- ・国家戦略特区制度の充実・改善
- ・ポテンシャルを有する地方発の先端的研究開発に対する支援強化
- ・地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入促進、高齢化社会を見据えたシニアビジネスや医療・福祉機器関連産業の振興など、特色ある地域産業の振興に向けた支援措置の拡充や規制緩和の促進
- ・地域の産業競争力を強化し力強い成長を実現できるよう、地方主導の産学官連携による戦略的産業クラスター形成に対する支援を強化
- ・地域のポテンシャルを活かした新たな産業の育成・集積に向けた取組に対する支援強化

#### 【中長期的に取り組むべき施策】

- ・地域における起業促進策の実施（大胆な規制緩和、税制の優遇措置等）
- ・補助制度、融資制度や税制、規制緩和などの大パッケージでの地方の産業クラスター形成に対する支援

### （４）担い手の育成・確保、人づくり

地域経済再生の核となる若者・女性、さらには障がい者や高齢者などの多様な人材を活かし、地域における担い手を確保する仕組みを構築する。

#### 【短期的に取り組むべき施策】

- ・地域における高齢者の活躍の場の創出（情報通信機器の積極活用等）
- ・UIターンの促進策の充実（地方就労する学生に対する奨学金返還免除等）
- ・新規就業者に対する農林水産技術の普及・指導体制の充実
- ・人材が慢性的に不足している分野（建設業など）への支援制度の充実（若者・女性技術者向けの支援制度、事業主による賃金・福利厚生、安全衛生等）
- ・介護の現場の魅力度を向上させる処遇改善のための施策（介護報酬の改定等）

#### 【中長期的に取り組むべき施策】

- ・各種の社会保障サービスを一体的に提供するための体制づくりによる、雇用の場の創出

### （５）雇用の確保

企業誘致制度や起業への支援などを通じて、地域の雇用づくりにつなげる。

#### 【短期的に取り組むべき施策】

- ・若者が地方で起業し活躍することができる環境づくり
- ・地方におけるテレワークやサテライトワークといった、新しい働き方の提示と

### 支援策の構築

- ・ 高度な人材を地域に誘致・還流するための仕組みづくり（人材バンク等）
- ・ 農用地域内において農家レストランの設置を可能とするなど農村における雇用づくり

#### 【中長期的に取り組むべき施策】

- ・ 地方が行う企業誘致制度の制度面からの支援（企業誘致に伴う固定資産税・法人事業税の減免に係る交付税の減収補てん期間の延長等）
- ・ 工場用地開発時の農地にかかる規制の緩和（現状農地法上、農地に建設できない植物工場について、農業の高度化を図る施設は、農地に建設できるようにするなど）
- ・ I T企業等の誘致に不可欠な超高速情報通信網の整備への支援の拡充

### 3 育てる－若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

#### (1) ライフステージに応じた支援

若い世代の結婚や子育てに伴う経済的な負担の軽減を図り、地域特性を活かし、ライフステージに応じた結婚・出産・子育て支援を図る。

##### 【短期的に取り組むべき施策】

- ・現行の教育資金等を対象とした贈与税の非課税制度について要件の緩和や対象資金の拡充などを図り、新たに「結婚・子育て支え合い非課税制度（仮称）」を創設
- ・特定不妊治療助成費の対象拡大（男性不妊を対象とする要件緩和）、特定不妊治療など保険診療の適用となっていないものについての保険適用

##### 【中長期的に取り組むべき施策】

- ・地域の実情とライフステージに応じた、思い切った子育て負担軽減策の実施（地方が独自に取り組む結婚支援策や周産期医療体制の整備、多様な子育て支援、仕事と育児の両立支援等）
- ・各種リスクを公的保険により補償する新たなリバースモーゲージ制度の創設
- ・ライフステージに応じた居住支援（公営住宅にかかる財政支援等）

#### (2) 子ども・子育て支援

子育てしながら働く女性が増加する中、子ども・子育て支援新制度の財源確保などを通じ、出産に対する希望を叶え、安心して子育てができる環境の早期整備につなげる。

##### 【短期的に取り組むべき施策】

- ・若年層への経済面からのサポート（税の減免、第三子以降の幼児教育・保育料無償化の拡充、乳幼児医療費の負担軽減の拡充、子育て支援サービスに利用できる利用券（バウチャー）の配布等の思い切った多子世帯への支援等）
- ・以下のような施策を行うことで、地域において地域特性を踏まえた子ども・子育て支援を行う体制づくりを実施

※「地域少子化対策強化交付金」の自由度向上と抜本的な拡充

※子ども・子育て支援新制度における質・量の両面からの拡充強化（待機児童解消や保育士等の確保に向けた処遇改善などに要する1兆円を超える財源確保）

※低所得者層を支援するための新たな交付金制度の創設

##### 【中長期的に取り組むべき施策】

- ・妊娠・出産・子育ての相談支援を担う地域における包括な支援センター（日本版ネウボラ）の導入
- ・子育てを未来への投資と捉えた新たな投資国債の発行などによる財源確保

### (3) ワーク・ライフ・バランスと女性の活躍支援

諸外国に比べ労働時間の長い現状を改革するなどワーク・ライフ・バランスへの取組を強化するとともに、女性の活躍をライフステージに応じて支援する。

#### 【短期的に取り組むべき施策】

- ・ 時間外労働の抑制
- ・ ワーク・ライフ・バランスの推進（優良事例の「見える化」の更なる促進等）
- ・ 以下のように、女性のライフサイクルに応じた支援の強化
  - ※女性の就業継続のための支援（育児休業からの復職時の研修への支援、短時間勤務の正社員制度の導入に向けた取組促進等）
  - ※女性の再就業のための支援（ハローワークへのマザーズコーナー設置やキャリアブランクが長い人が柔軟に利用できる職業訓練制度の構築）
- ・ 女性が活躍するフィールドの拡大（中学・高校・大学の各段階で、キャリアとライフのビジョンを考える機会の充実）

#### 【中長期的に取り組むべき施策】

- ・ 男女共に働き、共に子育てをし、家庭を築いていける仕組みの構築（税法上の控除制度（103万円の壁）、社会保険制度の適用要件（130万円の壁）、扶養手当等のあり方の総合的見直し）

## 4 創る一時代にあった地域をつくり、安心なくらしを守る

### (1) 個性を活かした多様で自立した地域づくり

地域それぞれの個性に着目し、誰もが誇りに思えるような、多様で自立した地域づくりを目指す。

#### 【短期的に取り組むべき施策】

- ・スポーツの力による地域のプライドやつながりの醸成
- ・外国人住民・観光客向けの基盤整備（英語・日本語教育、医療通訳、多言語表記、消費税免税販売制度の充実等）
- ・既存の過疎振興、離島振興等の条件不利地域の振興策の強化（起債制度の拡充等）

#### 【中長期的に取り組むべき施策】

- ・地域に誇りや愛着を持てる地域づくりに対するハード・ソフト両面からの支援（域外との交流拠点を設置する場合や、地域アイデンティティを維持・確立するための事業を行う場合、伝統文化を保存・育成していく場合等への支援）

### (2) 人口減少社会に対応した地域の基盤づくり

人口減少社会にあっても、地域の活力低下を防ぎ地域の生活基盤を維持しながら、地域の発意と特性に応じた地域づくりの推進を図る。

#### 【短期的に取り組むべき施策】

- ・歩いて暮らせるまちづくりの推進のため、商店街の空き店舗の所有者・利用者に対する税制上の措置等の支援、不動産の流動化等による活用の促進や、商店街の空き店舗を、老人福祉施設や高齢者向け住宅に建て替えるなどにより、商店街全体を再生（シルバーアーケード、ヤングアーケード）
- ・地域の基盤となる民間施設への支援（商店街を福祉施設として活用する場合や、地域のニーズに応じた建て替え等への支援措置の構築等）
- ・インフラや公共施設の更新・統廃合・長寿命化等に対する支援措置の拡充、専門技術を持った人材の育成等の強化
- ・空き家の撤去や円滑な売買や利用の促進（優遇税制制度の創設等）

#### 【中長期的に取り組むべき施策】

- ・利便性の高い交通インフラの構築及び地域における高齢者の足となる交通インフラの維持（3セク鉄道などの地方鉄道やデマンドバス、既存のバス・タクシー、過疎地有償運送、離島航路・航空路線等に対する支援策の強化）



### (3) 安心して暮らせる社会づくり

中山間地域等都市部に比べてより条件が厳しい地域を含め、将来にわたって、誰もが安心して暮らせる社会づくりの推進を図る。

#### 【短期的に取り組むべき施策】

- ・小さくても地域の生活を維持するための拠点の整備（集落と連携しながら住民に対しワンストップで福祉サービスを提供する多機能型の福祉拠点や、郵便局・商店等と公的機関の窓口業務を連携させた多機能窓口等）
- ・地域における医療・介護提供体制の維持・充実（税制上の優遇措置や都市部から専門人材が移住する制度の創設、施設及び人材の偏在是正措置の強化、遠隔医療システムの整備促進等）
- ・地域の拠点である学校施設の活用・維持
- ・ソーシャルビジネス、コミュニティビジネスに対する、立ち上げ支援をはじめとした各種支援の強化
- ・防災関連インフラ整備の充実など国土強靱化に向けた取組の強化
- ・親と同居又は近居（例：同一公民館区域内）する場合の住宅整備等の支援
- ・いじめや不登校等の解消に向けた取組の拡充（いじめ等の問題に対する地域一体となった取組、学校における相談・支援体制）
- ・特別な支援を要する児童生徒に対する取組の充実（特別支援学校の整備、教職員の特別支援教育に係る指導力向上）

#### 【中長期的に取り組むべき施策】

- ・小規模校・へき地校でも、きめ細やかな教育体制が構築できる体制づくり（弾力的な学級編制のための財源確保、情報通信基盤を利用した教育等）
- ・高齢者の単身世帯や子育て世帯などの見守り体制の構築（地上デジタル放送や情報通信基盤の利活用に加え、マイナンバーなども活用した災害情報システムの整備等）
- ・高齢者や障がい者の社会参加を促進させる施策の充実
- ・地域への移住を希望する都市の高齢者に対応できる制度の充実（介護保険「住所地特例」の拡大等）

## II 施策展開に当たっての提言

### 1 自立した地方税財政基盤の確立

#### 1 地方創生の推進を支える地方税財政基盤の充実・強化

##### (1) 地方一般財源総額の確保

社会保障関係費の財源や臨時財政対策債の償還財源はもとより、地方団体が地域の実情に沿った地域経済活性化・雇用対策や人口減少・少子化対策などを講ずることができるよう、地方単独事業も含め、地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保すべきである。

##### (2) 税収が安定的な地方税体系の構築

国と地方の税財源配分を国と地方の役割分担に見合った形で見直すとともに、地方消費税の充実や地方法人課税のあり方を見直すことなどにより税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築することが必要である。

#### 2 思い切った施策の展開と必要な財源の確保等

人口減少・少子化の流れに歯止めをかけ、地方創生を推進するためには、幅広い分野での思い切った政策の展開が不可欠であり、これに要する財源の確保等が必要である。

##### (1) 地方創生・人口減少対策のための財源確保

###### ア まち・ひと・しごと創生推進交付金（仮称）の創設等

少子化や人口減少については、その要因や課題が地域ごとに大きく異なることから、地域の実情に応じ、地方の責任と創意による対策を講じることが重要である。

このため、地方の創意工夫を最大限に活かす観点から、各省の細かい補助金の寄せ集めではなく、地域の実情に応じ資金を効果的に活用できる包括的な交付金「まち・ひと・しごと創生推進交付金（仮称）」等を大胆な規模で創設し、その用途については、目標管理するなど地方の責任において、少子化対策、起業や中小企業支援、企業立地等による雇用の場の確保、農林水産業の振興、地方大学の活性化、女性の活躍促進など地方創生・人口減少の克服のための幅広いソフト事業等に活用できるような制度とすべきである。

なお、少子化対策など人口減少対策は、短期的・中長期的な観点から総合的な取組みが必要であり、国の支援措置も単年度ではなく継続的に講ずるべきである。

## イ 「地方創生・人口減少対策費（仮称）」の創設

地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能とする観点から、地方創生・人口減少の克服のための地方施策を拡充・強化する歳出を地方財政計画に計上し、地方交付税を充実すべきである。

### (2) 人口減少対策等に資する新たな税制措置等

少子化等の厳しい現状を抜本的に改善し、地方創生を推進していくには、幅広い分野での思い切った政策の展開が不可欠であり、特に税制については、地方への人の流れをつくる制度、子どもが多いほど有利になる制度、子育て等に伴う経済的負担の軽減に資する制度の創設などこれまでにない新たな仕組みが必要であり、企業の地方移転の促進、地方への定住・半定住や三世同居・近居の促進、子や孫への資産移転の促進、所得税・住民税における配偶者控除や扶養控除のあり方、空き家対策など、今後、幅広く検討する必要がある。

特に次の事項については平成 27 年税制改正において実現する方向で検討すべきである。

#### ア 企業の地方移転を促進する仕組み

東京圏から地方へ本社等の移転等を行う企業（本社機能の一部移転や研究開発拠点の立地等を含む。）に対する国税・地方税の軽減制度など

#### イ 子育て等に伴う経済的な負担を軽減する仕組み

現行の教育資金等を対象とした贈与税の非課税制度について要件の緩和や手続きの簡素化、対象資金の拡充などを図り、新たに結婚資金や子育て資金を対象とした恒久的な贈与税の非課税制度「結婚・子育て支え合い非課税制度（仮称）」など

### (3) ふるさと納税の拡充

ふるさとに対し貢献又は応援したいという納税者の思いを実現する観点から創設された「ふるさと納税制度」については、その積極的な活用により、地域に対する関心や愛着を深め、交流人口拡大等のきっかけとして地域活性化や人口減少対策に資する効果も期待されることから、控除額の上限の引上げや手続きの簡素化など制度の拡充について、住民税の持つ負担分任の性格を踏まえつつ検討すべきである。

なお、寄附に対する謝礼としての特典の提供については、制度本来の趣旨等を踏まえて、節度ある運用がなされるよう、そのあり方について検討する必要がある。

### (4) 地域再生を総合的に支援する地方債の創設

人口減少対策など地域再生のための魅力ある地域資源を活かした緊要度の高いまちづくりなどを戦略的に推進するため、特別な地方債の発行とその元利償還金に対する交付税措置を客観的かつ公平な基準等に基づき行う新たな制度を創設すべきである。

## 2 たゆみなき地方分権の推進

地方分権改革は、安倍内閣のもと、「提案募集方式」の導入など新たなステージに入った。提案募集方式は「国が選ぶのではなく、地方が選ぶ地方分権」として評価するものであり、現に地方から953件にのぼる積極的な提案が提出されたところである。

まさに、これらの提案は、意欲と知恵がある地方からの具体的な提案である。

(例) 保育所等の児童福祉施設に係る「従うべき基準」の見直し(児童福祉法)

放課後児童クラブの人数要件撤廃(児童福祉法)、補助基準引き上げ

創業支援事業計画認定権限の都道府県への移譲(産業競争力強化法)

公営住宅の家賃の決定基準の条例委任等(公営住宅法)

旅客自動車運送事業の認可の都道府県への移譲(道路運送法)

この提案に対して、各府省が、地方が失望する対応を取り続けることは、地方の意欲を削ぎ、地方に失望感が広がり、今後の改革の見通しがみえないものとなる。政府全体として、これらの提案を原則実現する方向で進めるべきである。

また、地方創生を強力に進める観点から、地方分権改革の取組を一層推進する必要がある、とりわけ、以下の取組を進めるべきである。

### (1) 農地制度の見直しについて

地方に「しごと」を生み出し、「まち」に「ひと」が住み、希望を持ち続けることができるようにするためには、力強い農業と、総合的なまちづくりの両立を実現しなければならない。

このため、真に守るべき農地を確保しつつ、住民に身近な地方自治体が主体となって地域の実情に応じた土地利用を実現する観点から、農地制度のあり方を見直す必要がある。具体的には、農地確保の責任は国と地方が共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築(マクロ管理の充実)するとともに、個別の農地転用許可等(ミクロ管理)については、市町村が担うこととするべきである。

### (2) ハローワークの地方移管について

地方に「ひと」が移り、「しごと」をみつけることができるようにするためには、地方における雇用対策の充実が必要である。地方における就職相談、職業訓練、職業紹介までの一貫したサービスや、企業支援と雇用政策の一体的な実施、生活困窮者対策など福祉施策と就労支援の一体的な実施など、施策を統合し、効果的に実施することが求められる。

このため、地方自治体が独自に受理した求人情報をハローワーク職員用端末にも掲載する、地方自治体の職員がハローワーク職員用端末を使用できるようにするなど、ハローワーク職員用端末を通じて国と地方が求人情報を共有し、ともに同内容の情報を利用できる環境を整備するとともに、地方自治体が行う無料職業紹介事業の法的位置付けを明確化すべきである。

また、ハローワークの地方移管に向けて、「ハローワーク特区」、「一体的実施」の成果を検証するべきである。

### 3 地域間連携の推進

一地域で解決できない課題への対応や、地域間を結ぶネットワークの構築など地域間で連携して解決すべき事象について、以下に掲げるように、より連携しやすい制度を構築し、サポートを行うことが不可欠である。

併せて、住民の住み続けたいという希望をできる限り実現していくため、各集落で足りない機能を補完し合い、全体としてひとつのコミュニティを形成する「ネットワーク・コミュニティ」の構築なども検討する必要がある。

#### (1) 地域間の交流・連携

地域課題の解決に向け、地域間で連携して対応しやすくするための仕組みづくりを、全国一律の基準だけではなく地域の実情に合わせて進める。

##### 【必要な取組】

- ・一地域で解決できない課題に対応するための地域間連携制度（遠隔地との災害時相互応援協定、県境を越えて運用するドクターヘリなど）に対する支援制度の拡充・実施。
- ・連携協約を締結した「地方創生圏」に対し、必要な行政サービスの確保、雇用創出等の経済活性化等のための支援措置の創設。
- ・拠点地域と周辺部との一体的・総合的な地域づくりの構築支援（拠点地域の周辺部となる中山間地域等においても、地域が有する個性を活かした地域づくりが推進できるような環境づくり）。
- ・行政サービスの質を確保し、安定して提供していくために、広域自治体と基礎自治体間の連携・補完の取組への支援。
- ・「地方中枢拠点都市制度」や「定住自立圏構想」などを中心としたコンパクトとネットワークの形成に馴染まない、条件不利地域における住民生活支援策の構築。

#### (2) ネットワーク整備の促進

地域の活力の維持、交流人口の拡大などに不可欠なネットワークとなるインフラの整備・向上に取り組む。

##### 【必要な取組】

- ・現在機能が集中している太平洋側だけでなく日本海側も重視した国土軸の複線化、多極分散型交通インフラ整備の重要性なども鑑み、重要インフラの早期の着工・整備（ミッシングリンクや暫定二車線区間の四車線化、整備新幹線の早期完成をはじめ未整備エリアへの新幹線やリニア新幹線の整備、国際物流やクルーズの拠点となり得る港湾の整備など）。
- ・国が整備する骨格軸の効果を地方に波及させるスマートIC、地域内道路網（ICや鉄道結節点へのアクセス道路など）及び県境部の道路網に対する支援の強化。

- ・高速道路料金の割引制度拡大。
- ・サテライトオフィスの実現や災害対応に不可欠な情報通信ネットワークへの支援強化（地方自治体が整備した場合の改修経費等も支援の対象とするなど）。

#### 4 各計画の自立性の確保及び連携のバランス

今後、国においては「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定される予定であるが、都道府県及び市町村においても、これを勘案した地方版の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定の努力義務が課される見通しである。

国、都道府県、市町村が、それぞれの「総合戦略」を策定した際、これら3者の計画間の自立性の確保と連携のバランスに配慮する必要がある。